

# 測量等業務共通仕様書（地質・土質業務）の改定の概要について

令和8年2月  
鳥取県県土整備部技術企画課

## 1 国交省仕様書に準じた仕様書の改定

- 現行仕様書は、平成31年4月10日以降に調達公告を行う業務の適用として一部改定が行われたが、国土交通省が仕様書の改定を令和7年3月に行ったため、この改定に併せて最新の仕様書に改定する。

### (1) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した主な事項

編 章 条	見直し概要
第1章 総則 第102条 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4.総括調査員の担当業務を新規追加</li> <li>● 5.主任調査員の担当業務を新規追加</li> <li>● 6.調査員の担当業務を新規追加</li> <li>● 8.「管理技術者」を「主任技術者」に変更</li> <li>● 32.「電子納品」は、電子成果品を納品することを明記</li> <li>● 33.「情報共有システム」は、情報を電子的に交換・共有することを明記</li> </ul>
第103条 受注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2.受注者発注者は、業務の履行に必要な条件等を相互に確認し、円滑な業務の履行に努めることを明記</li> </ul>
第104条 業務の着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の休日（以下「休日」という）を「休日等」に修正</li> <li>● 管理技術者を主任技術者に変更</li> </ul>
第108条 主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.～5.主任技術者の担当業務を新規追加</li> </ul>
第109条 照査技術者及び照査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.～3.照査の実施内容の記述を追加</li> </ul>
第110条 担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.担当技術者が複数にわたる場合、3名迄とすることを明記</li> </ul>
第111条 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3.担当技術者の登録は3名迄とする記述を追加</li> </ul>
第112条 打合せ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3.「支給材料の受払状況の登録」の記述を削除</li> </ul>
第113条 業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2.(11)主任技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載の予定管理技術者であることの記述を記載</li> </ul>
第114条 資料等の貸与及び返却	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.貸与資料は、業務着手時に貸与を原則とすることを明記</li> </ul>
第122条 条件変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.業務内容の変更または設計図書の訂正の指示は指示書によることを明記</li> </ul>
第127条 受注者の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2.「予期できない特別な状態」の具体的な内容を追加</li> <li>● (2)「瑕疵責任に係る損害」を「契約不適合責任として請求された場合」に修正</li> </ul>
第129条 再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2.「軽微な部分」は、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力等の資料が該当する内容を追加</li> </ul>
第132条 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6.見出しを「再委託の禁止」を「再委託の禁止及び再委託時の措置」に修正し、再委託時の適切な管理能力の有しない者への必要な措置を追加</li> <li>● 9.(1)個人情報の管理状況を発注者へ報告する記述を新規追加</li> </ul>
第142条 新技術の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することが有用となった場合に報告する記述を新規追加</li> </ul>
第4章 サウンディング	
第2節 スウェーデン式サウンディング試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準改定により「スクリュウウエイト貫入試験」に名称変更</li> </ul>
第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン貫入試験）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準改定により「機械式コーン（オランダ式二重管コーン）」に名称変更</li> </ul>
第8章 物理探査	
第1節 弾性波探査	
第802条 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7.「照査」を新規追加</li> </ul>

### (2) 県独自基準の廃止

編 章 条	見直し概要
第1章 総則 第107条 現場代理人 第108条 管理技術者 第110条の2 配置技術者等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国交省の基準に準拠した。</li> <li>● 管理技術者を主任技術者に変更</li> <li>● 他の条文に記載されている為</li> </ul>

### (6) その他

- 概要の表記の修正、諸基準の改定に伴う修正、JIS名称変更、誤植等の軽微な内容の変更については、新旧対照表によることとする。